# 明治後期から

# 昭和初期までの銀行合同(その1)

進 藤 寛

泪 次

な し が き

第1章 明治後期から昭和初期までの中小企業金融

- 1. 地方金融の特殊性
- 2. 中小企業金融の実態と特色

第2章 明治後期から大正中期までの銀行合同

- 1. 銀行合同史の概観
- 2. 第1期 (明治35-大正2年) の銀行合同
- 3. 第2期(大正3一大正8年)の銀行合同
  - (1) この期の合同の特色 (積極的合同)
- (2) 不動產担保貸付資金化問題(大正6年)……以上,本号掲載

第3章 第3期(大正9一昭和7年)の銀行合同

- 1. 金融恐慌以前の銀行合同
- 2. 金融恐慌以後の銀行合同

第4章 「一県一行主義」の定義とその開始時期

## はしがき

この論文でわたくしは、明治34年恐慌以後昭和7年までの銀行合同の実態を、その指導方針、原因、性格などの諸点から明らかにしようとしている。この時期でも、一部の財閥銀行は地方銀行を合同したが、大多数の合同は地方銀行間に行われたものであった。したがって、この間の合同運動の解明のためには、地方金融の面で地方銀行がどのような役割を果たしていたかを正確につかむ必要があるから、第1章において地方金融つまり中小企業金融の

実際について,具体的な諸調査を利用して概観を試みた。しかし地方産業と 金融機関の関係については,地方別・業種別に一層具体的に検討する必要が、 あるが,この論文では中小企業金融として一括しておいた。

なお、わたくしは既に昭和8年以降の地方銀行合同について小論を発表しており、この論文はその前編部分の1部をなすものである。

## 第1章 明治後期から昭和初期までの中小企業金融

#### 1. 地方金融の特殊性

明治40年代から昭和初期までの地方金融および中小企業金融の状況について概観し、地方銀行合同史の背景となった事情をみておきたい。わが国資本主義は第1次大戦期に独占段階にはいったが、資本主義の確立期にすでに有力企業は財閥によって設立されたか、または官業の払下げを受けたもので、それら企業に財閥銀行が結びついて、強力な独占体が形成されていった。これに対して、紡績業以外の繊維産業や雑貨製造業など輸出商品の製造部門を始め、各種工業では従業員30人以下の中小企業が工場の大部分を占めていた。したがって、地方有力企業としては、銀行以外では鉄道会社、水力電気、会社および繊維関係の会社ぐらいしか存在しなかった。地方の資産家の多くは、地主または問屋であって、かれらが銀行の株主や経営者になり、同時に地方有力企業の株主や経営者になっていた。地方銀行は明治33—4年および明治40—41年恐慌によって、破綻を来たしたり、あるいは預金が減少した。この両度の恐慌の際に破綻した銀行の約半数は株式その他の投機に関係したものであり、それでなければ銀行重役の関係する企業への過大の貸付のこげつきによるものであった。しかも、貯蓄銀行業務兼営の普通銀行や貯蓄銀

<sup>\* 「</sup>戦時下における地方銀行の合同」、「金融経済」第66号(昭和36年2月)、なお同論文は金融学会編「金融論選集」 IX (金融学会、昭和37年)に再録されている。また地方銀行とも密接な関係がある貯蓄銀行についても、小論を発表しているので、参照していただければ、さいわいである(「日本の貯蓄銀行」(その1,2)、「金融経済」第76号、昭和37年10月;同第87号、昭和39年8月)。

行が、休業銀行のなかば近くを占めていたことからもわかるように、弱小銀行は貯蓄預金までも吸収して資金不足を補わねばならなかった。とくに弱小銀行でなくても、地方銀行は多数並立して激しい競争をしていたため、高い利率(明治後期から昭和初期までは定期預金利率は6—7%)の預金を集めたり、集金人を派出して預金を吸収していたので、預金コストはどうしても高くなった(このような弊害が取除かれたのは昭和10年代なかばである)。このような高いコストの資金を運用するため、地方ではどうしても貸出金利は高くなり、普通銀行の貸付担保としては不適当な不動産を担保として長期貸付を行ったり、いかがわしい企業の株券を担保とする貸付、さらに投機資金の貸付または関係企業への大口の情実貸付などが盛んに行われた。一方、この種の貸付が可能であったことが、預金利率を高水準に維持できた原因にもなったと考えられる。つまり地方金融の基盤も条件も、財閥系企業に対する財閥銀行の金融の場合とは非常に異なるものであった。

明治35年前後に、わが国金融制度はほぼ整理され、地方あるいは下級金融部門でも、無尽会社や定期積金業や営業無尽業を行う貯金会社・信託会社が発生し、農村では信用組合(信用事業単営および産業組合による信用事業兼営)が姿をあらわした。そして明治40—41年から第1次大戦にいたる不況過程において、はじめて中小商工業金融難が生まれ、この恐慌以後に、下級金融機関の数は急激に増加した。そして第1次大戦後恐慌から昭和8年ごろまでの慢性的不況過程で、中小企業金融問題は深刻化していった。この間、都市および農村には多数の高利貸が存在し、銀行から相手にされない小商工業者、勤労者および農民から高利をむさぼっていた。この高利貸のなかには、前述のような貯金会社・信託会社・無尽会社や質屋などの形態をとるものもあり、金貸業の看板をかけるものもあり、また、もぐり金貸業者も多数存在した。さらに高利貸のほか、小商工業者では問屋・卸商および親戚知人、農民では問屋および地主、親戚知人などから、金利負担もあいまいな金融を受けており、わが国産業・社会構造に対応した非近代的な金融機構が第2次大

戦中まで存続していた。

### 2. 中小企業金融の実態と特色

わが国で中小商工業金融の実態調査が行われた最初は、明治45年2月発表の農商務省商務局によるものであろう。同局は各地商業会議所に調査を依頼して、商業会議所議員の選挙権を有しない小商工業者(営業税納税額25円未満の業者)を対象にして、金融調査の結果を報告させた。その結果このような小商工業者が利用する金融機関では、問屋・卸商が多くの場合首位を占めており、そのほか縁故者からの借入も非常に多かったが、「小商工業者ト確・実ナル銀行トノ取引ハ絶無稀有ニシテ多クハ高利貸ニ依り資金ノ融通ヲ求メッ、アリ」という状態にあった。

以上のように、この調査では普通銀行と小商工業者(中企業者を除く)との取引は「絶無稀有」であると述べられているが、この両者の無関係な状態はその後も変らなかった。たとえば大正5年末の名古屋市小商工業者(営業税納税額30円未満の業者)の金融調査の場合でも、「名古屋銀行、明治銀行、愛知銀行、村瀬銀行、尾張銀行及住友銀行支店ノ六行ニ付テ調査シタルニ、本調査ニ属スル小商工業者ノ資本トシテ利用セラレ居ルモノ絶無ニシテ、現今ノ小商工業へ此種普通銀行ニ対シテハ何等ノ関係ヲ有セザルモノト云ハザルベカラズ。」と述べられている。つまり名古屋市の商工業者の72%にあたる小商工業者は、銀行の貸出窓口から完全に締出されていることが明らかにされた。これから後も事態の本質には、なんの変化もなかった。

明治40年代の金融調査では、金利その他の融資条件は地方によって異なるが、一般的にはつぎのようにいえる。問屋の貸付は無担保で、表面上は無利子である。しかし実際には問屋は利子相当額を小工業者への前貸原材料費に

<sup>(1)</sup> 農商務省商務局編「小商工業者ノ資金融通ノ状況ニ関スル調査」(同局,明 治45年2月),『日本金融史資料』明治大正編,第24巻,534頁所収,広島商業会 議所の調査より。

<sup>(2)</sup> 名古屋経済会『小商工業者ノ資金ニ就テ』(同会,大正6年),6頁。

含めたり,委託販売代金から差引き,また小商業者への貸付では卸商品の代金に加えており,金利のほか貸倒れの危険保証費をも取っていたから,実質金利は相当に高くなった。したがって問屋の場合「其金利ハ銀行ト質屋ノ中間ニアリ」といわれた。銀行の金利は当時は8—10%であり,質屋では,高利の場合5割にも達するものもあったが,普通は2割ないし2割5分であった。また縁故者による融通も「皆信用貸借ニンテ利子ハ年二割ヲ普通トス」という状態であったから,下請業者の経営状態が悪ければ極端な高利になったが,通常問屋の利子は2割前後とみてよいであろう(あまり高利をとると,下請業者はほかの問屋と取引するようになるおそれもあった)。金貸業者の金利は利息計算方法などまちまちであったが,利息はオドリをいれた月利計算で,普通は年2割5分ないし3割であり,無担保の場合には一般に高利であった。無尽の実質金利は入札と抽籤の違い,運営方法などによって異なるが,金貸業者と同程度で,ときには年5割以上にも達するものもみられた。

明治年代後半の小商工業者の金融難は、ひとことでいえば、無担保で低利 の小額資金融通機関がないことであった。ずっと時代が下って、昭和5年に 東京市役所が市内小商工業者の金融状態について調査したときにも「……下

<sup>(3)</sup> 農商務省,前掲調査,509頁所収,甲府商業会議所の調査より。

<sup>(4)</sup> 同上,491 頁,前橋商業会議所の調査より。昭和10年代はじめの他の調査では「親戚友人よりの借入金は無利子のものがあると同時に,一割以上の高利のものも決して少くない。」と述べられている(国政研究会「東京市中小商業者金融調査」同会,昭和12年,17頁)。

<sup>(5)</sup> 問屋の場合,親戚知人の貸付と同じように無利子が圧倒的に多かったが,無利子の実際はつぎのようなものであった。「親戚友人も亦家族制度の鞏固な我国に於ては中小商業金融機関として無視し得ない重要性を有つ。而してそれは無利子と共に高利を,又最も寛大な借入条件と共に最も苛酷な条件を包含し,多岐なる特性を示す。」(国政研究会,前掲書,33頁)。また下請制をもつ問屋の場合では「原料にて融通が行はれ、返済が製品代,工賃より差引いて行はれる場合,殊にその際製品の瑕疵によって代金の減額が行はれるならば,その利子負担は極めて不明瞭なものとなるが、屢々甚しき高利(或は価格の引下げ)となり、搾取の恰好の機会を提供することとなる」と指摘されている(藤田敬三編『下請制工業』,有斐閣,昭和18年,368頁)。

<sup>(6)</sup> 金利については、前掲の前橋商業会議所の調査が詳しいので主として利用し、他の会議所の調査をも参照した。

層商工業者の金融上の困難は有担保,高利,短期,少額に尽す事が出来……」ると結論した。これによっても、約30年の歳月を隔ててもなお、中小企業金融難の実態にはほとんど変化がなかったことがわかる。したがって明治44年当時の小商工業者も無担保・低利・小額資金を簡単な手続で融資してくれる金融機関の設置を要望していた。その際最も強く排撃されたのは高利貸および高利貸的機関であった。小商工業者の多くが望んだ機関は信用組合であり、ときには問屋でもいいという声さえあった。この無担保・低利・手続簡素化という要求のうち、業者が最も強く希望したのは「無担保」借入である。とにかく信用貸付を受けたいというのが、小商工業者の金融上の最大の望みであった。明治40年代末から大正初期にかけて、また昭和恐慌期に貯蓄銀行による定期積金者への貸付業務および無尽会社、無尽類似業務が発展したのも、無担保貸付が魅力であったからである。

昭和初期において、普通銀行は中企業のなかでも比較的規模の大きいもの (資本金1万円程度)に対しては、比較的多くの貸出をしていた。たとえば 昭和3年6月末現在、全国普通銀行貸出口数の66%が千円未満の貸出であり (金額では6%)、1万円未満の貸出をとれば口数では96%(金額では28%)に も達していた。そして市以外の地所在銀行では、比較的小口の貸出の比率は 非常に大きくなっていた(第2表参照)。たとえば昭和4年の製糸金融では、 銀行貸出は73%も占め、うち地元銀行貸出は48%にも達し、問屋などは13% であった。また普通銀行は昭和初期まで、比較的多くの割合(口数、金額と も40%)を商業者に貸出しており、この商業者貸出には各種問屋、買継商、

<sup>(7)</sup> 東京市役所『東京市に於ける中小商工業者の実際』 下編(工政会出版部、昭和7年),55-6頁。

<sup>(8) 「……</sup>銀行及信用組合ヨリ借入金ヲ為サントセハ借手ニ於テ相当ノ資産信用 ヲ有スル必要アレトモ無尽ニアリテハ如斯条件ヲ必要トセス会員タル以上必ス定 額ノ金円ヲ受クヘキニヨリ中流以下ノ農民ニトリテハ便益尠カラス」(日本銀行 秋田支店「秋田県下ニ於ケル農業金融」,大正15年,『日本金融史資料』明治大 正編,第23巻,376頁)。このような事情は中流以下の農民だけではなく,都市の 細民についても同様であった。

業	±z.	別		三12月末		F6月末	昭和8年6月末		
**************************************	者	<i>7</i> 51J	口数	金 額	口数	金 額	口数	金額	
商	業	者	手口 903 (43.8)	百万円 4,344 (50.4)	( 1,077	5, 281	fロ 610 (42.9)	百万円 2,575 (42.0)	
エ	業	者	141 ( 6.8)	1,607 (18.6)	(52.8)	(71.8)	134 ( 9.4)	1,375 (22.4)	
農	業	者	716 (34.7)	658 (7.6)	655 (33.1)	548 ( 7.4)	439 (30.9)	354 ( 5.8)	
そ	の	他	304 (14.7)	2,014 (23.4)	279 (14.1)	1,530 (20.8)	240 (16.9)	1,821 (29.7)	
合		計	2,064 (100)	8,624 (100)	1,978 ( 100)	7,359 (100)	1,423 (100)	6,125 (100)	

第1表 全国普通銀行貸出業者別 (昭和元, 3, 8年)

備考:カツコ内は合計を100とする百分比。

資料:(1) 昭和元年は「全国普通及貯蓄銀行諸貸出金借入業者及担保別一覧」、「銀 行通信録」第502号(昭和2年11月)、巻末附録。

- (2) 昭和3年は大蔵省銀行局『全国普通銀行,貯蓄銀行諸貸出金職業別並金額別調(昭和3年6月末日現在)』(同局,昭和4年),2頁。
- (3) 昭和8年は同上(昭和8年6月末現在),(同局,昭和9年),2頁。

第2表 全国普通銀行の金額別貸出 (昭和3年6月末) 6大都市所在 6大都市以外の 市以外の地所在 合 店 舗 の 分 市所在店舗分 店 舗 の 分 合

		6大都市所在店舗の分	6大都市以外の 市所在店舗分	市以外の地所在 店 舗 の 分	合 計
千円	口数	131,366(46.7)	204, 949 (56.1)	966, 119(72.6)	1,302,434(65.8)
未満	金額	58,191( 1.5)	76,104( 5.0)	299, 309(15.0)	433,604( 5.9)
千1末	口数	115,837(41.2) 千四	134,359(36.7) 千円	335,327(25.2)	585, 523(30.0)
円万 以上円満	金額	344, 397(10.0)	396, 554(25.8)	860, 233 (43.5)	1,601,184(21.8)
1上未 万10	口数	27,593(9.8) 千円	24,358(6.7)	28,994( 2.2) 千円	80,945( 4.1)
"円万 以円満	金額	805,709(20.9)	595,113(38.7)	626, 869(31.7)	2,027,691(27.6)
10以	口数	6,303(2.2) 千円	1,959( 0.5) 千円	1,051(0.0)	9,313(0.5)
万円上	金額	2,637,951(68.6)			3,296,298(44.8)
合	口数	281,099( 100)	365,625( 100)	1,331,491(100)	1,978,215( 100)
計	金額	3,846,248 (100)	1,536,896(100)	1,975,633(100)	7,358,776( 100)

備考:カツコ内は合計を100とする百分比。

資料:大蔵省銀行局「全国普通銀行,貯蓄銀行諸貸出金職業別並金額別調(昭和3

年6月末日現在)』(同局,昭和4年),2頁。

第3表 (1) 全国普通銀行貸出業

	/m	Dil	商 業	者	工 業	者
·担	<del>保</del>	別	口数	金 額	口数	金 額
不	動	産	193,176 (21.4)	千円 698,276 (16.1)	29,438 (20.8)	千円 256,905 (16.0)。
有	価	証 券	176,877 (19.6)	1,463,720 (33.7)	20,983 (14.9)	184, 373 (11.5)
商		F	78,825 ( 8.7)	256, 289 ( 5.9)	17,729 (12.5)	176,936 (11.0)
保		証	185,805 (20.6)	548,004 (12.6)	33,564 (23.8)	207, 258 (12.9)*
信		用	234, 392 (25.9)	1,196,059 (27.5)	35,745 (25.3)	741,954 (46.1)•
そ	の	他	34, 292 ( 3.8)	181,701 ( 4.2)	3,811 ( 2.7)	40,460 (2.5)~
合		計	903, 367 ( 100)	4,344,049 (100)	141,270 ( 100)	1,607,886 (100)

備考:カツコ内は合計を100とする百分比。

資料:第1表の(1)と同じ。

第3表 (2) 全国普通銀行不動産担保:

不够变相但而由部	商 業	者	工 業	者
不動産担保の内訳	口 数	金 額	口数	金 額
田 畑 山 林	79,850 (41.3)	千円 180,170 (25.8)	12,098 (41.1)	38,937 (15.2)»
工場敷地建物,工場財団	1,480	9,707 (1.4)	4,377 (14.9)	131,971 (51.4) <sub>°</sub>
その他土地建物	111,738 (57.8)	506,068 (72.5)	12,817 (43.5)	74,716 (29.1) <sub>*</sub>
漁業財団、漁業権	( 0.0)	66 ( 0.0)	( -)	( —)*
鉱業財団、鉱業権	( 0.0)	182 ( 0.0)	47 ( 0.2)	8,708 (3.4)
鉄道軌道財団,船舶	101 ( 0.1)	2,084 ( 0.3)	99 ( 0.3)	2,573 (1.0)-
合計	193,176 ( 100)	698, 276 ( 100)	29,438. (100)	256,905 ( 100)~
合計を 100 とする業者 別 の 百 分 比	31.8	42.4	4.9	15.6

備考:カツコ内は合計を100とする百分比。

資料:同上。

者別及び担保別 (昭和元年12月末)

農	業	者	その	他	合	計
	数   金		口数	金 額	数	金 額_
	, 584 43.3)	328,153 (49.8)	74,735 (24.6)	5月 361,855 (18.0)	606,933 (29.4)	1,645,189 (19.1)
	,528	116,179	83,423	846, 365	3Š9, 811	2,610,637
	11.0)	(17.6)	(27.4)	(42.0)	(17.4)	(30.3)
	.780	1,859	3,973	13,976	103,307	449,061
	0.4)	( 0.3)	(1.3)	( 0.7)	(5.0)	(5.2)
	, 382	92,673	54, 883	168,401	426,634	1,016,337
	21 . 3)	(14.1)	(18.0)	( 8.4)	(20.7)	(11.8 <b>)</b>
	,097 22.4)	111,366 (16.9)	72,148 (23.7)	532,139 (26.4)	502,382 (24.3)	2,581,519 (29.9)
	, 357	8,280	14,928	90,988	65,388	321,429
	1.7)	(1.3)	( 4.9)	( 4.5)	(3.2)	(3.7)
	. 728	658,509	304,090	2,013,727	2,064,455	8,624,171
	100)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

貸出の内訳及び業者別 (昭和元年12月末)

-	農	業者	7 C	) 他	合	計
_	口 数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
	275,498 (89.0)	290,170 (88.4)	38,007 (50.9)	手円 100,137 (27.7)	405,453 (66.8)	千円 609,414 (37.0)
	257 ( 0.1)	387 ( 0.1)	433 ( 0.6)	5,698 (1.6)	6,547 (1.1)	147,763 (9.0)
	33,815 (10.9)	37,540 (11.4)	35,861 (48.0)	195,805 (54.1)	194,231 (32.0)	814,128 (49.5)
	( -)	( -)	181 ( 0.2)	850 ( 0.2)	183 ( 0.0)	915 ( 0.1 <b>)</b>
	(0.0)	16 ( 0.0)	( 0.0)	744 ( 0.2)	73 ( 0.0)	9,650 (0.6)
	13 ( 0.0)	40 ( 0.0)	233 ( 0.3)	58,622 (16.2)	446 ( 0.1)	63,318 (3.8)
	309,584 (100)	328,153 ( 100)	74,735 ( 100)	361,855 (100)	606,933 (100)	1,645,189 (100)
	51.0	19.9	12.3	22.0	100	100

卸商などが含まれていた。第3表によれば、商業者への貸出の場合には保証・信用貸付を除くと、有担保貸出は有価証券担保と不動産担保が大部分であった。そして不動産担保の内訳では、工場以外の土地建物が第一で、田畑山林が2位を占め、農村地帯の間屋が地主の兼業であったことが推定できる。そしてこれらの問屋から、さらに小商工業者への貸付が行われていた。つまり銀行→間屋→小商工業者という間接的な金融ルートがあった。銀行は明治34年以降の数次の恐慌の体験から、確実な担保貸付を行おうとしていたが、地方銀行では間屋や地主を貸付対象としているかぎり、不動産が相対的に安全で確実な唯一の担保物件であった。

これに対して問屋と小商工業者との貸借関係では無担保であり、しかも 2 割前後の高利率の貸付が行われていた。中小企業では、小商業者の場合には 創業費として 2 千円前後あれば十分であり(大正初期)、小工業者の場合にも ほとんど同様であったから、創業費は業者自身が修業時代に蓄積するか、または親方や元主人が貸すか、または親戚知人の世話になった。したがって営業上必要な資金は運転資金のみであって、昭和初期では大半の業者の総資本は 1 万円未満であった。このような零細経営では、家計と経営は分離されて おらず、家族労働者を中心とする従業員にも極端に低賃金で長時間労働をさせていたから、高利率の金利負担にも耐えることができた。そして地方産業には、下請制度をもつ中小問屋が多数存在していたから、地方銀行はこの種の問屋へは比較的高利率で貸付を行うことができた。

このような金融構造を前提にして地方銀行は経営をつづけていたから、地方銀行の貸出金利 および預金金利は、 財閥銀行の 両金利に比べて 割高となり、担保物件、貸出期間などの点でも大きな差異がみられた。地方銀行は恐

<sup>(9)</sup> 日本銀行大阪支店「大阪市ニ於ケル小商工業者ノ金融状況」(日本銀行,大 正3年), 『日本金融史資料』第24巻,553-4頁。

<sup>(10)</sup> 同上,556頁。

<sup>(11)</sup> 東京市役所,前掲書,上編,18頁。昭和11年の東京市中小商業者金融調査では「資本金5,000円未満のものに於ては〔銀行の〕利用尠く,1,000円未満のものは全く利用圏外に在る。」と述べられている(国政研究会,前掲書,32頁)。

慌のたびに地方産業の衰退により打撃を受けたので、有力な貸出先を求めたが、地方には有力企業がなく、めぼしいものは銀行関係者の企業のみであり、安易に貸付けを行っていたため、その種企業の機関銀行となり、企業と運命をともにするものさえ多数あった。また好況期に銀行関係者の投機資金を提供して破滅したものも少なくなかった。さらに問屋との密接な関係から、製糸業、織物業の不況にともない、問屋が倒産するのと同時に、銀行も支払停止におちいった例は数えられないくらいある。

大正9年恐慌以後,地方問屋で倒産するものが激増し,問屋金融のルートが断絶したため,中小企業者は非常な困難におちいった。そして地方問屋の倒産は地方銀行の休業をまねいたから,中小企業上層部や地主たちへの融資もとだえ,したがって縁故者からの融通も受けられなくなり,本格的な中小企業金融問題が発生した。この傾向は金融恐慌以後の銀行合同の増加によって,地方銀行中の小規模のものが消滅するにつれて,とくに強まった。前述のように普通銀行の貸出中には1万円未満の貸出件数が相当多く,しかもその大半が地方銀行よりの貸出であったから,地方小銀行の消滅は当然地方の中企業および問屋の金融難,つまり小商工業者の金融難を増大させていった。

昭和初期の中小商工業金融でも、首位を占めているのは個人金貸業者であり、ついで銀行、卸商の順となり、かなり間隔をおいて信用組合となっている(第4表参照)。この調査では「親戚知人」の割合が他の調査に比べて少なく、個人金貸の比率が高くなっているが、このことから他の調査の「親戚知人」には個人金貸が含まれているのを推定できる。中小商工業者の利用金融機関は、(1)銀行、(2)間屋、(3)個人金貸または親戚知人の三つに大別される。担保の有無からみれば、総計の66%までは無担保である。銀行の場合でも、

<sup>(12) 「</sup>中小商工業者に対する金融は、銀行よりこれを得るものが、比較的少く、概 ね問屋・卸商及び金貸業者より 融通を仰ぐことになってゐたのは、彼等としては 対人信用によって 融通を受くるより 外に途がなかった為めである。」 (藤城 敬二 「中小商工業金融の改善とその効果」、「銀行研究」第37巻第4号、昭和14年10月、170頁)。

第4表 東京市の中小商工業者の金融機関利用状況 (昭和5年)

# + # T	e water	/m = -t-	- <del>-</del>	利	用 口	数	担保別の
借入先及	とび担	保の有	<b>万無</b>	年収 400 円 以上の業者	年収 400 円 未満の業者	合 計	百 分 比 (小計=100)
	{有	担	保	14	. 7	21	4.6
個人金貸	無	担	保	191	244	435	95.4
	小		計	205(24.5)	251(35.7)	456(29.6)	100.0
	(有	担	保	186	39	225	56.8
銀行	無	担	保	92	79	171	43.2
	小		計	278(33.2)	118(16.8)	396(25.7)	100.0
	(有	担	保	7	4	11	4.2
卸 商	{無	担	保	122	127	249	95.8-
	小		計	129(15.4)	131(18.6)	260(16.9)	100.0
	(有	担	保	70	11	81	55.5
信用組合	{無	担	保	39	26	65	44.5
	小		計	109(13.0)	37(5.3)	146( 9.5)	100.0
alama ba	(有	担	保	11	5	16	13.7
親 戚・知 人 等	無	担	保	47	54	101	86.3
Λ4 / C <del>- </del>	小		計	58( 6.9)	59( 8.4)	117( 7.6)	100.0
質 屋	〔有抵	旦保の	み〕.	22( 2.6)	71(10.1)	93( 6.0 <b>)</b>	100.0
	(有	担	保	13	16	29	96.7
無尽	無	担	保	<u> </u>	1	1	3.3-
	小		計	13( 1.6)	17( 2.4)	30( 1.9)	100.0
	(有	担	保	9	15	24	100.0
保険	無	担	保			<u> </u>	
	小		計	9( 1.1)	15( 2.1)	24( 1.6)	100.04
	(有	担	保	11	7	18	100.0
信 託	無	担	保		<del></del>		
	小		計	11( 1.3)	7(1.0)	18( 1.2)	100.0
	(有	担	保	347	172	519	33.7
合 計	無	担	保	491	531	1,022	66.3
·	<u> </u>	計		838( 100)	703( 100)	1,541( 100)	100.0

備考:小計のカッコ内は合計を100とする百分比。原表でも合計と小計の合算とが不一致である。なお使用資本額で業者を分類すると,資本金1万円以下の者は年収400円以上の業者では約61%,400円未満の業者では97%に達していた(下記資料,上編,19頁)。

資料:東京市役所「東京市における中小商工業者の実際」下編(工政会出版部,昭) 和7年),559頁。

., =	利金融機	規関	無利		5 %	不响	5%^ 未	~8% 満	8 % %	~10 未 満	109	%~15 未 満	15% %	6~20 未 満	20%	以上	合	計
-	銀	行	(	件 一 一)	(	— 件 一)		件 148 3.5)	(4	作 150 44.1)		42 (12.4)		<del>/1</del> )	(	一 一 一)	(	件 340 100)
	信	託	(	_ _)	(	_ _)	(5	9 6.3)	(4	7 43.8)	(		(	_ _)	'(	<u>-</u> )	(	16 100)
	倉	庫	(	— 一)	(	_ _)	(	_ _)	(	_ _)	(	1 100)	(	_ _)	(	_)	(	1 100)
	信用組	合	(	_ _)	(	_ _)	(3	49 6.8)	(:	30 22.6)	(	49 (36.8)	(	5 3.8)	(	— —)	(	133 100)
	卸	商	(6	63 7.0)	(	2 2 2 . 1 )	(1	10 0.6)	(:	10 10.6)	(	7 7.4)	(	2 2 2 . 1 )	(	— —)	(	94 100)
	質	屋	(	<u>-</u> )	(	<u>-</u> )	(	_ _)	(	<u>-</u> )		— —)	(	— —)	(	21 100)	(	21 100)
	· <del>無</del>	尽	(	_ _)	(	— —)	(	— —)	()	4 26.7)	(	5 (33.3)	(	6 40.0)	(	_ _)	(	15 100)
	保	険	(	— —)	(	_ _)	(9	13 2.9)	(	$\frac{1}{7.1}$			(	— —)	(	_ _)	(	14 100)
	金貸	業	(	— —)	(	— —)	(	26 7.8)	(:	.78 21.3)		130 (35.4)	(	77 21.0)	(1	56 5.3)	(	367 100)
	その	他	(1	9 1.5)	(	1 1.3)	(1	12 5.4)	()	23 29.5)	(	16 (20.5)	(	7 9.0)	(1	10 2.8)	(	78 100)
	合	計	(	72 6.7)	(	3 0.2)		267 4.7)	(2	303 28.1)		250 (23.2)	(	97 9.0)	(	87 8.0)		079 100)

第5表 東京市の中小商工業者の負担金利(昭和5年)

備考:(1) カツコ内は合計を100とする百分比。(2) 年収400円以上の業者の借入利率平均は11.7%,400円未満の業者では15.1%,全平均では13.0%である(下記資料,630頁)。

資料:東京市役所,前掲書,640—3頁。

第6表 東京市中小商業者の資本金別主要金融機関利用状況 (昭和11年)

		借	入口	数	借	入 金	額
借入	.機関	資本金 1万円以上	資本金 1万円未満	計	資 本 金 1万円以上	資 本 金 1万円未満	計
銀	行	件 40 (31.7)	52 (23.9)	件 92 (26.7)	四 340,350 (54.5)	円 77,173 (28.3)	円 417,523 (46.4)
問	屋	61 (48.4)	96 (44.0)	157 (45.6)	184,570 (29.6)	134,114 (49.2)	318,684 (35.5)
親戚	友人	25 (19.8)	70 (32.1)	95 (27.6)	99,500 (15.9)	61,060 (22.4)	160,560 (17.9)
合	ተ	126 ( 100)	218 ( 100)	344 ( 100)	624,420 ( 100)	272,347 ( 100)	896,767 ( 100)

備考:上記以外の借入先もあるが、省略してある。カッコ内は合計を100とする百分比。

資料:国政研究会「東京市に於ける中小商業金融実地調査」(同会,昭和12年), 9,44-7頁。

第7表 愛知県毛織工業金融機関別借入金及び金利
-------------------------

		金	利	別	口	数	· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
借 入 先	0%	1~4	5 %	6%	7%	8 %	9%	口数	金 額
銀行		22	99	88	56	20	16	301(15.3)	千円 <del>外</del> 3,241(31.3)
信用組合	-	9	10	15	77	8	4	123(6.3)	113( 1.1)
問屋卸商	160	3	37	6	59	15	25	315(16.0)	3,451(33.3)
保険会社	2			4	9		3	18( 0.9)	14( 0.1)
無尽会社	3	8	11	3	14	8	29	76( 3.9)	60(0:6)
質 屋		1			_	1		2( 0.0)	3(0.0)
倉 庫	1				_			1(0.0)	0(0.0)
個人金融業	11	30	13	31	32	33	66	216(11.0)	453( 4.4)
機械器具商	184		_	—	2		1	188( 9.6)	46(0.5)
整理加工業	151	-	_	1	_	_	12	164( 8.4)	574( 5.5) <sup>,</sup>
その他	340	30	29	40	30	34	57	560(28.5)	2,400(23.2)
計	852	103	200	188	257	129	235	1,964( 100)	10,358( 100)

備考:合計と内訳が一致しないものもあるが、原表のままにしてある。「その他」

中にては親戚知己が大部分を占める(下記資料,258頁)。

資料:「愛知県毛織工業振興委員会速記録」255-256頁(藤田敬三編『下請制工業』

有斐閣,昭和18年,369-371頁より)。

第8表 愛知県尾西地方毛織業者借入先別(昭和12年)(単位・%)

	機械1	0台未満の	) 業者	織機10	)~49台まで	
	内 織	賃 織	兼業	内 織	賃織	兼業
銀行	13.9	3.7	·	34.1	10.1	20.2
信 用 組 合	2.0	11.9		0.3	5.5	0.8
問屋	24.2	3.7	18.4	31.7	24.7	43.9
保険会社	0.2	0.7		0.1	1.4	0.5
無尽		10.0	2.8	0.3	1.9	0.2
賃 屋		0.9	. —			<del></del> ·
個人金融業	46.6	30.0	22.7	2.4	1.5	1.6
機械商		1.5	0.3	0.6	2.0	0.1
整理業	1.6	2.8	13.0	7.3	13.9	2.9
その他	11.5	35.2	42.8	23.3	14.0	29.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

備考:合計と内訳が一致しないものもあるが、原表のままにしてある。

資料:東洋経済新報社『地方金融の検討――大戦下の地方銀行特輯』(同社,昭和.

17年), 103頁。

第9表 農村における借入先 (昭和4年)

	金	鬲	<u>.</u>	機		関	金	額	比	率
銀	,					行	1,	百万円 299	2	8.3
	.1	勧	業	Î	艮	行		339		7.4
	j	農	工	<b>£</b>	艮	行		306		6.7
	Ī	<b>北海</b>	i道	拓列	直鎖	見行		76		1.7
	=	普通	銀行	• 貯	蓄	银行		578	1	2.5
産		業		組		合		635	1	3.8
簡	易	保	険	そ	の	他		62		1.4
個	J		そ	0	D .	他	2,	589	5	6.4
í	<u></u>				į	<b>計</b>	4,	589	10	0.0

備考:農林省調べ。

資料:『農林金融便覧』(1953年版),248頁。 ば,銀行貸付の大部分は有担保

無担保が43%にもなっているのは、貯蓄銀行が行っていた定期 積金者への貸付(大正初期に始まる)によるものであって、定期 まる)によるものであって、定期 は、監査を満期の中途まで掛けたとき(つまり半分払込んだとき) 契約金額全額の貸付(正式には 定期積金給付金限度貸付)を受ける制度を利用したものである。この種貯蓄銀行貸付を除けば、銀行貸付の大部分は有担保

であって、問屋および金貸の貸付の場合がほとんど無担保であるのと好対照をなしていた。

昭和初期の中小商工金融調査(第4・5表)および昭和10年代はじめの同種調査(第6・7・8表)からもわかるように、中小企業者でも経営規模の大きいものほど銀行から融資を受ける割合が大きく、規模が小さくなるにつれて問屋金融に依存し、零細業者では個人金貸に頼るという関係になっており、この傾向は明治末年いらい変化はなかった。そして負担する金利もまた、銀行、問屋、個人金貸の順に高くなっていた。第7・8表に示さるように愛知県の毛織業金融調査でも、これまで述べてきた金融機関別および金利についての特色が同じようにみられる。昭和11年の国政研究会による東京市の中小商業者金融調査では、中小商業者は経営の順調な場合には大体1割5分までの金利負担には耐えられる、とのことである。そうであれば、昭和5年当時の中小企業者借入件数の20%近くが、経営破滅の危険がある高い金利を支払っていたことになる(第5表参照)。昭和恐慌過程で、地方銀行→問屋→中小企業という金融ルートが、地方産業の不況および地方銀行合同によっ

<sup>(13)</sup> 国政研究会, 前掲書, 17頁。

て切断されていく過程で,低利・無担保金融機関の設置を求めて中小企業者 が運動したのも当然であろう。

一方,農村金融の面においても、中小企業金融と同様な事態がみられた。 わが国農家はほとんど小作農であった。自作農でも所有耕地は小さく、銀行の担保とするには不適当であったから、農家借入金のなかば以上(昭和4年では56%、第9表参照)は「個人金貸、その他」からのものであり、その他とは米穀商、肥料商、地主・富農層であった。ただ農家金融の場合、信用組合からの借入金の比率が高いことが、中小商工業金融の場合と異なっていた。しかし信用組合の場合にも、第2次大戦期までは出資金額、貯金額、借入額のすべてにおいて地主の占める割合が大きく、地主以外には富裕な自作農の利用度が高かった。したがって貧農層は高利貸からの借入負担に苦しめられていた。

以上述べてきた地方金融機構——中小企業金融および農家金融機構——から,問屋および高利貸など前近代的金融機関が排除されたのは,日華事変以後の戦時経済体制下においてであり,この排除過程の進行は同時に地方銀行合同推進の過程でもあった。

# 第2章 明治後期から大正中期までの銀行合同

## 1. 銀行合同史の概観

第10表(1)に示されているように、わが国の銀行合同史は四つの時期に分け

<sup>(14) 「……</sup>小前即チ小農ノ大部分ハ一時的資金ヲ地主其他近傍ノ資産家タル農家ニ仰クモノ多シ此地主ノ融通タル小作人ノ保護奨励ノ必要上ヨリナスモノ多キヲ以テ利率ノ如キモ念頭ニナク低利ナル融通ヲナシ又商人ハ農具肥料代金ノ支払ヲ或期間猶予シ以テ直接間接ニ農業金融ニ資スル所多シ」(日本銀行秋田支店、前掲資料、377頁)。また産業組合については、つぎのように述べられている。「産業組合ハ農村殊ニ中農以下ノ金融機関トシテ利用セラルト雖モ各組合ニハ各人ニ対スル貸付限度アリテ自然上ニ厚ク下ニ薄キコト、ナリ加フルニ資力常ニ不足勝チナルヲ以テ小農金融機関トシテ其活動充分ナラス遺憾ノ点頗ル多ク考慮ノ余地存スルモノ、如シ」(同、374頁)。産業組合による金融が効果的に行われるようになるのは、米穀統制が開始されたあとのことである。

であれる。第1期は明治35—大正2年,第2期は大正3—8年,第3期は大正9—昭和7年,第4期は昭和8—20年である。明治35年は普通銀行数が減少しはじめた年である。これよりさき明治29年に「銀行合併法」が公布され,銀行合併の際に債権者たる預金者の同意を必要としないという規定が定められ,合併手続は簡素化されたが,現実には合併はほとんど行われなかった。同法の合併手続規定は,明治32年6月施行の商法において継承され,銀行合併法は明治33年1月に廃止された。したがって,わが国銀行合同史は明治29年に始まるとするよりも,わたくしは,銀行数が実際に減少した明治35年に開始されたとする立場をとりたい。

第3期までの合同のうち,第2期には第1次大戦期のブームによる銀行資力の増大をめざす「積極的合同」が行われた。この第2期の合同を除くと,弱体銀行の経営が行きづまったり,休業状態におちいった場合に合同に参加した例が多く,さらに第3期後半では銀行法の規定する最低資本金額に達しない多数の銀行が,合同に参加したので,「消極的合同」と呼ばれている。そして第3期(大正9一昭和7年)の合同も,金融恐慌(昭和2年3—4月)の

<sup>(15)</sup> ここにいう「銀行合併」は「銀行合同」のことである。 銀行合同には新立合 併、吸収合併および買収の3形式があり、この3形式のいずれかによる銀行資本 の集中を「銀行合同」という。 銀行の新立合併とは、いくつかの銀行が集まって 1つの新しい銀行を作り、旧銀行は解散して合併することである(名称は旧銀行 \*のうちの1つを継承することもある)。吸収合併とは、吸収する側の銀行(A銀行 とする) が増資して、その増資新株をもって吸収される銀行(B銀行とする)の株 式と交換し、B銀行は解散するという形式の合併である。 この二つが法律上の合 - 併である。買収とは, 買収銀行が被買収銀行の株式を買取り, 債権・債務を継承す るもので,被買収銀行は解散し,買収銀行の資本金には変化がなく,「営業譲渡」 ともいう。 買収の場合,被買収銀行の株主に払込資本金相当額が支払われるが, -そのほか被買収銀行の資産状態に応じて合併交付金が支払われる(新立・吸収合 ・併の場合でも, 新株式の交付のほかに合併交付金が支払われることもある)。 した がって合同の際の旧銀行資産・負債の評価は重要な意味をもつ。 だから新立合併 の際の旧銀行の諸評価は、大蔵省または日本銀行によって行われる例も多かった。 (16) 金融研究会『我国に於ける銀行合同の大勢』(同会,昭和9年)は明治29年 説をとり,万成滋は明治35年説をとっている(「日本における銀行集中の過程」, 「経済評論」昭和23年2月号)。 いずれにしても実際には大きな違いではないが、 明治 34年に銀行数がピークに達し,明治 33―4年恐慌が政府や銀行業者に大きな 影響を与えたことを考慮すれば、35年説をとるのが適当と考えられる。

前後では、法律的強制の有無の点で違いがあり、二つの時期に分けて考察する必要がある。この第3期は、期間減少率最大であった第4期(昭和8一昭和20年)とともに、銀行合同が集中的に行われた時期であり、しかも、「地方的合同」または「一県一行主義」というわが国銀行合同政策の特色が明確にあらわれてきた点でも、注目すべき時期である。

銀行消滅原因からみると,第1期と第2期では解散・破産・廃業・転業などが多く,第3期では合同による消滅の比率が60%をこえ,圧倒的多数を占めている。つまり第3期には合同によって多数の銀行が急速に姿を消してい

期	間	前期末銀行数	各期末銀行数	期間内滅少数	年平均減少数	期間減少率
		行	行	行	行	%
第1期(明治35-	<b>一大正 2 年)</b>	2,385	2,157	228	19.0	9.5
第2期(大正3-	一大正8年)	2,157	2,053	104	17.3	4.8
% - % O CTT -	/ \ull   /		_, -,			
第3期(大正9-	一昭和7年)	2,053	650	1,403	107.9	68.3
第4期(昭和8-	-昭和20年)	650	69	581	44.6	89.3

第10表(1) 各期における銀行集中の規模(明治35-昭和20年)

資料:万成滋「日本における銀行集中の過程」、『経済評論』昭和23年2月号,37頁。

期	間	解破廃	散産業	合 新立合併	吸収合併	同  関 収	貯蓄銀行 へ 転 業	合	計
第1期(明治35-	一大正 2 年)		行 268 7.0)	)	l6fī(9.8	)%	156 (33.2)		有 470 (100)
第2期(大正3-	一大正8年)	(2	83 2.0)	8	30 (21.1	)	215 (56.9)		378 ( 100) <sup>,</sup>
第3期(大正9-	一昭和7年)		525 3.7)	1,01 行	2 (65.0 行	))   行	19 ( 1.2)		1,556 (100)
第4期(昭和8-	一昭和20年)	(1	94 7.9)	176 (33.5)	42 ( 8.0)	214 (40.7)	( -)		526 ( 100)

第10表(2) 期別にみた普通銀行減少原因(明治35-昭和20年)

備考:(1) 第16表でみるように, 第3期の大正12年からは合同欄内は細分化されて いる。

(2) 第 2 期中の大正 4 年には、貯蓄銀行条例改正により 155 行が貯蓄銀行へ 転業したから、これを除くと第 2 期はつぎのようになる――「解散等」は 83行 (37.2%)、「合同」は 80行 (35.9%)、「貯蓄へ転業」は 60行 (26.9%)、「合計」は 223 行 (100%)。

資料:『銀行局年報』。

増 減 加 年 末 貯よ転 併 貯 蓄 年間減少 年 別 (買収を) 含<u>む</u> 新設 計(A) 計 (B) 現在数 転業 (B-明治34年 増 1,890 明治35年 1,857 明治36年 1,780 明治37年 1,730 明治38年 1,697 明治39年 3. 1,670 明治40年 1,663 明治41年 1,635 明治42年 1,617 明治43年 1,618 増 明治44年 1,615 大正1年 1,621 増 大正2年 1,616 大正3年 1,595 大正4年 1,442 大正5年 1,427 大正6年 1,398 大正7年 1,378 大正8年 1,344 

第11表 普通銀行数異動状況 (明治34-大正8年)

資料:『銀行局年報』。

第12表(1) 普通銀行の公称資本金別 (明治34-大正7年)

年 末	5万円	5 万円 以 上	10万円	30万円 以 上	50万円 以 上	100万円 以 上	合 計
明治34年	有 450 (27.9)	有 431 (26.7)	522 (32.3)	行 74 (4.6)	67 ( 4.2)	行 70 (4.3)	打 1,614 ( 100)
明治40年	346	361	526	80	83	72	1,468
	(23.6)	(24.6)	(35.8)	(5.4)	( 5.7)	( 4.9)	( 100)
大正2年	261	324	552	98	124	98	1,457
	(17.9)	(22.7)	(37.9)	( 6.7)	( 8.5)	( 6.7)	( 100)
大正5年	233	291	563	96	141	103	1,427
	(16.3)	(20.4)	(39.5)	( 6.7)	( 9.9)	( 7.2)	( 100)
大正7年	200	272	512	81	164	148	1,377
	(14.5)	(19.8)	(37.2)	( 5.9)	(11.9)	(10.7)	(100)

備考:『銀行局年報』の計数と一致しないものもある。

資料:『銀行総覧』。

						****				
年	末	10万円 未 満	10万円以上	50万円 以 上	100 万 円以上	200 万 円以上	円以上	1,000万 円以上	5,000万 円以上	合 計
大正 8 4	年	404 (30.0)	545 (40.5)	75 206 (15.3)	99 (7.4)	41 ( 3.0)	25	26 ( 1.9)	( —)	7页 1,345 (100)
大正94	年	295 (22.2)	476 (35.8)	290 (21.8)	142 (10.6)	61 ( 4.6)	34 ( 2.6)	26 ( 2.0)	7 ( 0.5)	1,331 (100)
<b>*</b> 大正11 <sup>4</sup>	丰	295 (16.1)	606 (33.0)	469 (25.6)	252 (13.7)	119 ( 6.5)	56 (3.1)	31 (1.7)	7 ( 0.4)	1,835 (100)
大正12年	年	232 (13.6)	526 (30.8)	442 (25.9)	281 (16.5)	126 (7.4)	53 (3.1)	38 ( 2.2)	9 ( 0.5)	1,706 (100)
昭和 2 4	年	140 (10.9)	350 (27.3)	327 (25.5)	251 (19.6)	112 ( 8.7)	48 (3.7)	47 (3.7)	( 0.6)	1,283 (100)
昭和 5 4	丰	51 ( 6.5)	138 (17.6)	212 (27.1)	192 (24.6)	98 (12.5)	43 (5.5)	41 (5.2)	7 ( 0.9)	782 ( 100)
昭和 7 4	丰	( -)	( -)	147 (27.3)	214 (39.8)	94 (17.5)	38 (7.1)	38 (7.1)	(1.3)	538 ( 100)

第12 表 (2) 普通銀行の公称資本金別 (大正8-昭和7年)

備考:(1) 「銀行局年報」の計数と一致しないものもある。

(2) \* 大正11年のみは、1月末日現在。

資料:『銀行総覧』。

ったことが示されている (第16表参照)。

わが国銀行合同を促進した内部的要因は,第2期の合同の場合を除き,地 方銀行の経営上の困難,破綻などであるが,大蔵省,日本銀行,府県などは 上から,または外部から銀行合同を強力に「勧奨」した。このような国家権 力を中心とする勧奨が合同を促進した力はまことに大きく,この勧奨がなければ,わが国銀行制度は今日の姿を実現できなかったであろう。この勧奨行 為を根拠づけるものとして,金融機関を規制する方向で諸条例,諸法律が制 定または改正され,いろいろな通牒(主として大蔵省)が発せられた。

## 2. 第1期 (明治35—大正2年) の銀行合同

わが国最初の資本主義的恐慌といわれる明治23年恐慌以後,たびたび恐慌 が襲来し,そのつど国民経済および国民生活に多大の影響を及ぼし,とくに

<sup>(17) 「</sup>勧奨」という言葉には、行政指導、勧誘、奨励、干渉、強制などの複雑な意味が含まれていた点に注意すべきである。

多数の銀行が取付にあい、また支払停止におちいる 金融 パニック も 頻発した。第13表のように、明治34年、同40—41年、大正9年、同11年、同12年、昭和2年、同6年などは、とくに銀行休業の多い年であった。

上にあげた各年において休業した銀行を資本金額別にみたのが第14表であって、後年になるほど大銀行の休業がふえたのが目立っているが、概して休業銀行は小規模のものが多い。第1期に含まれるのは、明治34年恐慌と明治

期間	休 業   銀 行 数	期	間	休 業 銀 行 数
明治34年恐慌(3月一7月)	31	大正12年		33
明治40—41年恐慌		大正13年		16
(40年2月—41年7月)	① 47	大正14年		5
(40年3月-41年6月)	<b>2</b> 37	大正15年		7
(時期不詳	3 35			
大 正 9 年 (4月-6月)	21	昭和2年		42
大 正 10 年	6	昭和5年		17
大 正 11 年	15	昭和6年		<b>£</b> 35

第13表 普通銀行(電話) の休業数

備考:(1) ①~③の注記号を付けたのは、各種調査ごとに休業銀行数が一致しない もの、④は特殊な計数であることを示す(下記資料を参照)。

(2) 大正11年以降の休業銀行中には、貯蓄銀行を含まない。

資料:(1) 明治34年は『銀行通信録』第189号(明治34年7月),『日本金融史資料』明治大正編,第6巻(大蔵省印刷局,昭和32年),531-2頁。

- (2) 明治40-41年については、①は日本銀行調査局「日本金融史年表(自明治元年至昭和三十五年)」(同局,昭和36年),30頁。②は筆者が「銀行通信録」の関係記事より集計したもの。③は佐竹浩・橋口収「銀行法」(有斐閣,昭和31年),73頁。
- (3) 大正9-15年は佐竹・橋口,前掲書,73-4頁。なお同期間の毎年の休業銀行名,休業時期は銀行問題研究会『昭和金融恐慌史』(同会,昭和2年),222-5頁に記載されている。大正11年では別に2貯蓄銀行が休業した。
- (4) 昭和2年は、日本銀行調査局『関東大震災ヨリ昭和2年金融恐慌ニ至ル 我財界』(昭和8年)、『日本金融史資料』明治大正編、第22巻(大蔵省印 刷局、昭和33年)、986-7頁。このほか台湾銀行、徳島貯蓄、あかぢ貯蓄 の3行が休業し、総計45行となる。
- (5) 昭和5年は,東洋経済新報社『日本経済年報』第3輯(同社,昭和6年2月),168-9頁。
- (6) 昭和6年の④は、6年中に休業し、7年4月現在開店休業状態にあった 行数、日本商工会議所『開店休業銀行調査(昭和7年4月現在)』(同所)。 『岩手殖産銀行二十五年史』(岩手銀行、昭和36年)所収、330—1頁より。

40—41年恐慌である。明治34年恐慌で支払停止となった銀行32行のうち、公 称資本金10万円未満は半数の16行もあり、50万円未満を合わすと26行にも達 していた(第14表(1)参照)。 政府は、この恐慌において資本金の少ない銀行 および零細貯蓄預金を取扱っていた弱小銀行が激しい取付を受けたり、ある いは破綻したのをみて、銀行条例および貯蓄銀行条例の改正により、資本金 最低額を引上げ、放漫な貸付を防止しようとしたが、銀行業者の反対にあっ

	資本金	規模別	明治34年 恐 慌	明治40一 41年恐慌	大正9- 10年恐慌	大正11年	大正12年
~	10万月	円未 満	行 16	行 11	行 5	行 0	fī 6
公	10万月	円以上	8	17	3	4	6
称	30 万 [	円以上	2	2	2	0	4
資	50 万 [	円以上	3	5	12	3	7
	100 万	円以上	1	1	5	4	4
本	200万	円以上	1	1	3	4	5
金	合	計	31	37	30	15	<b>*</b> 33
	5 万 F	TI +: 3#:	12	21	4	1	2
払		円未満 コリル	9	8	0	. 1	7
込		円以上.	7	_		J	•
		引以上.	•	3	14	4	9
資		円以上	0	4	6	2	3
本	50 万 [	円以 上	2	1	3	4	8
	100 万	円以上	1	0	3	4	3
<b>金</b>	合	計	31	37	30	15	* 33

第14表(1) 休業銀行の資本金規模別 (明治34一大正12年)

備考:(1) 大正9-10年までは、貯蓄銀行と貯蓄兼営普通銀行を含み、11年以降は 含まない。

- (2) 明治34年恐慌は同年3月-7月,明治40-41年恐慌は40年3月-41年6月,大正9-10年恐慌は9年4月-10年8月の期間をとった。
- (3) \* 印の大正12年中の休業銀行中には、資本金額不明の1行を含む。銀行問題研究会『昭和金融恐慌史』所載の銀行名が、『銀行総覧』では見当らなかったからである。
- 資料:(1) 明治34年,40-41年については第13表の資料(1),(2)と同じ。
  - (2) 大正 9-10 年は,『銀行通信録』第 429 号 (大正10年 7 月), 84-5 頁 および日本銀行調査局「世界戦争終了後ニ於ケル本邦財界動揺史」,『日本金融史資料』明治大正編,第22巻,712頁より。
  - (3) 大正11,12年は銀行問題研究会,前掲書,223頁。

	資本金規模別	昭和2年中の 休業銀行	昭和5年中の 休 業 銀 行	昭和5一7年の 開店休業銀行
Α.	50 万 円 未 満	77	行 4	行 7
公	50 万円以上	11	1	13
称	100 万円以上	10	. 6	16
資	200 万円以上	, 3	3	11
	500 万円以上	7	. 1	5
本	1,000 万円以上	4	2	4
金	合 計	42	17	56
1.1	25 万 円 未 満	11	4	Ž
払	25 万円以上	10	3 .	13
込	50 万 円 以 上	7	3	16
資	100 万円以上	4	3	. 9
	200 万 円 以 上	5	2	7
,本,	500 万円以上	5	2	4
金	合 計	42	17	56

第14表(2) 昭和恐慌期休業銀行の資本金規模別(昭和2,5-7年)

備考:(1) 貯蓄銀行を含まない。

(2) 「昭和5-7年の開店休業銀行」とは、昭和5-7年4月の期間に休業または休業状態となり、しかも7年4月現在においても開店休業状態であった銀行のこと。

資料:(1) 昭和2年は,第13表の資料(4)と同じ。

- (2) 昭和5年は,同上資料(5)と同じ。
- (3) 昭和5-7年は、同上資料(6)と同じ。

て果たせなかった。しかし政府は弱小銀行の増設をおさえるため,明治34年 8月と9月に通牒を発して,新設銀行の公称資本金を50万円以上と定めた。これ以後,わが国普通銀行数は次第に減少をみせることになった。その後,大正4年の貯蓄銀行条例改正による普通銀行の貯蓄銀行への転化を主因とする減少,および大正11年の貯蓄銀行法施行にともなう貯蓄銀行の普通銀行への転業による増加という例外的な事態を除けば,普通銀行数は毎年減少していったが,減少のテンポは第1期と第2期では,あまり速くなかった。

<sup>(18)</sup> 淹沢直七『稿本日本金融史論』(有斐閣,大正元年),677-9頁。

<sup>(19)</sup> 金融研究会「我国に於ける銀行合同の大勢」(同会,昭和9年),223-4頁。

明治40—41年恐慌の際には,日本銀行調べでは取付銀行 139 行,休業銀行 47行にも達した(筆者が知りえたのは37行)。明治 34 年恐慌の場合でも同様 であったが,休業銀行の約半数は専業貯蓄銀行および貯蓄業務兼営普通銀行 であった。そしてこの恐慌でも,休業銀行37行のうち30行までが公称資本金 50万円未満の弱小銀行であった。

さきにも述べたように、地方銀行の多くは地方問屋や中小商工業の上層部に融資していたが、地方産業は少数の業種にまとまっていたため、景気変動の影響を大きく受けやすかった。また地方には確実で有利な取引先が少ないためもあり、投機的または放漫な貸出方針をとるものも少なくなかった。とくに銀行重役の関係会社へ多額の貸付を行ったり、甚だしい場合には、重役の株式・商品投機資金の供給さえも行っていた。このように放漫経営のものはもちろん、そのほかの地方銀行もその後の恐慌のたびごとに地方産業、とくに製糸業・織物業の不振により、地方問屋の没落とともに破綻したり、貸金回収難におちいったりした。

そして明治34年恐慌以来,恐慌または銀行動揺のあるたびに地方弱小銀行の多くが経営の脆弱性を暴露したので,預金は大銀行に集中していったから,弱小銀行は預金に高金利をつけたり,集金人を派遣したりして,預金集めに狂奔した。このように割高なコストの預金を集めれば,その運用もまた高利回りのものを求めざるをえなくなった。したがってその運用方法のうち比較的確実なのは,不動産担保による問屋・中小企業上層部・地主などへの長期貸付であり,不健全なものとしては重役または銀行の関係する企業への固定貸付および投機資金貸付が行われた。またこの種の貸付が可能であり,また必要があったからこそ,高いコストの預金をも吸収できたのである。ありまた必要があったからこそ,高いコストの預金をも吸収できたのである。あり

<sup>(20)</sup> 専業貯蓄銀行というのは、貯蓄銀行条例の規定により営業していた貯蓄・貯蔵・貯金銀行の名称を有するものであるが、そのほとんどが普通銀行業務を兼営していた。 貯蓄業務兼営普通銀行とは、普通銀行でありながら貯蓄業務(つまり1回5円未満の貯蓄性預金や定期積金を預ること)の兼営を認可されていたもので、大正10年公布の貯蓄銀行法によって両者とも兼営を認められなくなった(のち昭和18年にふたたび普通銀行は貯蓄業務兼営を認められ、現在に至っている)。

る匿名評論家は明治40年はじめの弱小銀行経営について、つぎのように述べている。「……我銀行業者が、斯くも小額の預金を擁し、之に高利を払ひ、而かも不利益なる事情の下に於て、多大の利益を挙げ得る所以のものは、全く其本業の軌道を脱し、一つに投機的、冒険的利益を以て、営業潤益の主位を形成せるに基くを知るなり。則ち或は不確実なる株券を徴して高利の貸付を行ひ、或は売却し難き動産不動産の抵当貸を為し、或は所謂機関銀行として、銀行家にあるまじき事業資金を注入せるもの恐らく其多きに居るべし。」明治40—41年恐慌から大正3年にかけての不況期には、弱小銀行のうちから経営の行きづまりによって、解散・破産・廃業するものが続出した。第12表(1)によって、公称資本金10万円未満の行数について、明治34年末と大正2年末とを比べれば、881行(総数の55%)から807行(同48%)へと減少している(『銀行総覧』による)。銀行の消滅原因では、合同はわずかに10%にすぎず、業務の廃止は57%、貯蓄銀行への転業は33%であった(第10表(2)参照)。

第1期では、合同はあまり銀行数減少に影響を与えなかった。しかしこの間に、政府の小銀行合同の方針は次第に明確になり、大蔵省は明治44年10月の通牒によって、人口10万人以上の市で普通銀行を設立する場合、資本金は100万円以上とした。同通牒は、地方小銀行は合併して多数銀行間の競争による弊害を除き、銀行の基礎強化をはかるべき旨をも論達した。そして翌45年春の関西銀行大会において、山本蔵相は「……銀行の合併を奨励して基礎の鞏固を図り、……銀行の濫設を戒め人口十万以上の都会に在りては資本金百万円以上に非ざれば之を許可せず、それ以下の都会に在りても之に準じて小銀行の設立を許さざる方針なり」と演説した。

明治34年恐慌以後,安田銀行(現在の富士銀行)は地方銀行を系列化する

<sup>(21) 「</sup>我銀行の宿弊は高利なる預金に在り」,『東洋経済新報』第 489 号(明治 42 年 6 月15日),5 頁。

<sup>(22)</sup> 金融研究会,前掲書,附録 53-4頁。

<sup>(23)</sup> 同上, 203 頁。

第15表 安田銀行の関係銀行

創立当時の行名(創立年月)	改称された行名(改称年月)	安田関係となった時期
*第三国立(明治 9.12) 第八十二国立(明治 11.11)	第 三 (明治 29. 12)	明治 9.12 明治 26.2
第百三国立(明治11.10)		明治 26.12
*日本商業(明治28.11)		明治 28.11
*明 治 商 業 (明治 29. 3)		明治 29. 3
金 域 貯 蓄 (明治 29. 9)	安 田 貯 蓄(大正 9. 1)	明治 29. 9
第 九 国 立 (明治 10. 11)		明治 30. 一
*根 室 (明治 30. 8)	·	明治 31. 12
群 馬 商 業 (明治 33. 5)	·	明治 33. 5
信 濃 金 融 (明治 33. 3)	<u></u>	明治 33. 3
*第二十二国立 (明治 10. 10)	二 十 二 (明治 30. 1)	明治 34. 7
*京 都 (明治 27. 3)		明治 35. 1
第十七国立(明治10.9)	十 七 (明治 30. 9)	明治 36. 6
*第 六 国 立 (明治 10. 2)	肥 後 (明治 30. 2)	明治 36.10
*第百三十国立(明治 11. 12)	百 三 十(明治 31. 7)	明治 37. 7
第九十八国立(明治 11.11)	第 九 十 八 (明治 30. 9)	明治 38. 1
第三十七国立(明治11.10)	高 知 (明治 30. 3)	明治 40.10
*信 濃 (明治 22. 5)		明治 41.10
第百二十九国立 (明治 11. 12)	大 垣 共 立(明治 29. 3)	明治 42. 6
正 隆 (明治 41. 1)		明治 44. 6
第三十六国立 (明治 11. 2)	第 三 十 六 (明治 30. 9)	大正 6. 3
関 西 貯 蓄 (大正 2. 1)	関 西(大正 11. 1)	大正 9.5
栃 木 農 商 (明治 27. 3)	<b>/</b> 栃 木 伊 藤 (明治 43. 9)	大正 10. 10
*神 奈 川 (明治 29. 6)	\栃 木 農 商(大正 14. 12)   	大正 10. 4
吉 浜 ** (明治 31. 9)	日本昼夜 ** (大正 11. 8)	大正 11. 8
帝 国 商 業 (明治 27. 9)	第 三 (昭和 2. 4)	大正 12. 2
富山橋北(明治29.3)	富 山 (明治 44. 6)	大正 13. 10
中 備 (明治 29. 3)		大正 15. 10
肥後協同(大正14.7)	肥 後(昭和 3. 3)	昭和 3. 3
	ль 12x (налр 3. 3)	
博 多 (大正 15. 1)		昭和 10. 12

備考:(1) \* 印の銀行は大正12年11月に安田銀行(保善銀行が改称)に吸収された。

(2) \*\* 印の吉浜銀行は日本昼夜銀行となる前に、日東、第五、浅野昼夜銀行

資料: 『富士銀行80年史』(同行,昭和35年),付図より。

### 一覧

# その後の経過

大正 12.11 保善銀行に合併。

明治 30.6 第三銀行に合併。

明治 30.11 日本商業銀行に合併。

大正 12.11 保善銀行に合併。

11

昭和 20.9 日本貯蓄銀行新立参加。

明治 40.5 肥後銀行に合併。

大正 12.10 保善銀行に合併。

大正 5.9 明治商業銀行に合併。

明治 33.10 明治商業銀行に合併。

大正 12.10 保善銀行に合併。

"

昭和 20.3 福岡銀行新立参加。

大正 12.10 保善銀行に合併。

"

昭和 18. 2 千葉銀行新立参加。

で昭和 20.10 安田保善社解散,現在の四国銀行。

大正 12.10 保善銀行に合併。

昭和 20.10 安田保善社解散,現在の大垣共立銀行。

昭和 11.12 満洲興銀,朝鮮銀行に譲渡。

昭和17.6 日本昼夜銀行に譲渡。

大正 15.6 四国銀行に合併。

昭和11.1 足利銀行に譲渡。

大正 12.10 保善銀行に合併。

昭和 18.4 安田銀行に合併。

"昭和 19.8 安田銀行に譲渡。

昭和 18.6 北陸銀行新立参加。

昭和 15.5 中国銀行に譲渡。

|昭和 20.10 安田保善社解散,現在の肥後銀行。

昭和 16.2 十七銀行に譲渡。

と改称した。

という独特の地方銀行対策 を採用した。第15表のよう に安田銀行が明治9年から 昭和10年までに系列下にい れた地方銀行は30行に達し たが、明治34年から明治末 年までに系列化したのは10 行であった(34年恐慌以前 の系列化は主として地方銀 行設立当時に関係銀行にし たものであった)。 安田銀 行は、破綻状態にあった地 方銀行株式を取得すること によって有力株主となり、 そして安田一族または安田 系銀行から系列銀行へ重役 を送りこみ、系列銀行の資 金運用その他の経営も同行 の監督下においた。これら 系列地方銀行は,のち大正 12年の安田銀行(設立当初 は保善銀行と称した)の設 立に参加したものが多く、 同行の全国的規模での店舗 網の整備に役立った。安田 以外の財閥銀行が金融恐慌 以後まで地方銀行となるべ

く関係をもたぬ方針をとっていたのに対比すれば,同行の方針は非常に顕著な特色となっている (第15表参照)。

明治40-41年恐慌のあとでは,弱小銀行が整理され,残存した地方銀行も 貸出を引締め、そして一層確実な担保付き貸付(つまり不動産担保貸付)を 選ぶようになった。このような貸出方針のもとで、地方銀行が貸出を行える。 業者は担保物件として不動産しか所有しない者が多かったので、積極的に不 動産貸付を行おうとする動きがあらわれた。大阪の有力銀行である三十四銀 行は明治45年2月に資本金を500万円から1千万円に増資し、その増資分を もって小資本の商工業者に対して不動産抵当貸付を行うことに決定した。同 行は同年4月以降, 増資額500万円, 募集打歩収得金約90万円, 積立金約10% 万円をもって「事業資金部」を設けて、小商工業者金融を開始した。このと き不動産担保貸付だけでなく信用貸付をも行うことも規定されたが,実際に は信用貸付はほとんどなかった。この不動産担保貸付は1件5万円以内で、 期限は5カ年以内,利率は8.5―9%と定められていたが,普通銀行が不動。 産担保貸付という長期貸付を行うことによって生じる経営上の危険を避ける。 ため、貸付原資は増資払込金と積立金を当てることにし、事業部という専門。 の部門を設けるという周到な用意をした。しかし実際の貸出額は大正初期で 1件平均15,872円で、「中企業に対する金融」にとどまった。このような情

<sup>(24)</sup> 明治34年10月にも、藤本銀行の代表者藤本清兵衛が不動産抵当貸付を専門とする銀行の設立を出願した(『銀行通信録』第192号、明治34年10月、『日本金融史資料』明治大正編、第6巻所収、568頁)。

<sup>(25) 『</sup>銀行通信録』第 316 号 (明治45年 2 月), 232 頁。

<sup>(26)</sup> 日本銀行大阪支店「工業者ノ金融ニ関スル調査」(同行,大正4年),『日本金融史資料』明治大正編,第24巻,283頁。

<sup>(27) 「</sup>銀行通信録」,前掲号。

<sup>(28)</sup> 日本銀行大阪支店,前掲資料,284頁。

<sup>(29)</sup> 楠見一正『大阪市に於ける中小商工業金融調査』 下巻(大阪商科大学経済研究所,昭和11年),348頁。昭和4年ごろ,三十四銀行の事業資金貸付の1口平均は58,000円程度であって,やはり中企業金融の性格を脱せず,しかも年年先細りとなっていった(松崎寿『本邦中小企業金融論』,文雅堂,昭和9年,168-170、頁)。

勢の反映として,日本興業銀行も明治44年に不動産貸付を同行の営業科目に追加した。その理由は「地方に対しまする資金の供給を円滑に致しまするには,地方に於きまする唯一の資本とも申すべき不動産に対しまする資金貸出の途を容易ならしめますることが,最も有益な方法である」からであった。ここには地方金融の特質とその問題点の一つが,はっきりと示されている。

前述のように、地方銀行が貸出方針を厳しくしたので、中小企業上層部や 『問屋を経由して融資を受けていた中小商工業者や農民は,金融難に苦しむよ うになった。貯蓄銀行および弱小普通銀行では、その預金が大銀行へ流出し でいったので預金吸収に努力し、定期積金(大正4年の貯蓄条例改正まで積 『立金とか据置貯金と称した)の形式で集金人を派遣して貯蓄性預金の吸収に −熱中しており,銀行類似会社でもこれに傚うものが多数あった。この種預金 はどうしてもコストが高くなるので,高利率の放資または投機的な貸付に向 けられ、このため弱小銀行で破綻するものが続出し、預金者保護の点で欠け るところが多かった。だから定期積金および据置貯金を取扱う業者を貯蓄銀 行として規制する目的で、大正4年に貯蓄銀行条例は改正された。また同年 6月に無尽会社を取締るため無尽業法が公布された(同年11月施行)。この 無尽業法では無尽業務を免許制にし、公称資本金を3万円以上に法定し、資 金運用にも限定が加えられた。同法は無尽会社を実質上禁止するものだとい つわれたくらいで、大正4年末に2,263社もあった無尽会社は大正5年末には 136 社に激減した。 しかし大正10年以降,同法の規定する資金運用制限が緩 『和され,無尽会社数は昭和8年末には 276 社となり,同法のもとでのピーク ※に達した。無尽会社は集めた掛金を掛金者に入札または抽籤で融資しており, 無担保融資が過半を占めていたが,他の下級金融機関(信託会社,貯金会社 などと称した)も無尽類似業務を中心に営業した。また信用組合も明治40年 -代に急増し、次第に無担保貸付を多くして、高利貸よりは低利の貸付をした

<sup>(30)</sup> 第27回帝国議会における桂兼摂大蔵大臣の興銀法改正の説明より(『日本興業銀行五十年史』同行、昭和32年、67頁)。

ので、主として農民の金融上の要望にいくぶんそうようになった。

以上みてきたように、明治40年代に中小企業金融問題の萠芽が発生し、次 第に中小企業金融の特色が定着した。これと対照的に財閥銀行は明治30年代 後半から財閥企業の金融機関として一応近代的な銀行経営を確立し、さらに 財閥銀行およびその他の大銀行は明治43年の国債借換シンジケートを結成し て、公社債の引受業務にも積極的に進出したから、これら大銀行と地方銀行 との格差はこの時期に一層明確になった。

## 3. 第2期(大正3一大正8年)の銀行合同

## (1) この期の合同の特色 (積極的合同)

この時期はだいたい第1次大戦中および戦後のブーム期であり、わが国経済が飛躍的に発展した時期であって、この間の極度の経済成長が大戦後の慢性的不況をまねくことになった。また、この時期の株式ブームにともなっ

	増		加		減		少		年間の	<i>t</i> r +
年 別	新設	貯蓄 より 転業	計 (A)	解散破産業	合併 (吸収合併) を含む)	買収	貯蓄 へ 転業	計 (B)	減 少	年 末 現在数
大正9年	38	4	42	11	32	_	17	60	18	1,326
大正10年	25	28	53	15	31		2	48	増 5	1,331
大正11年	12	515	527	17	42		-	59	増 468	1,799·
大正12年	2	1	3	16	81	4		101	98	1,701
大正13年	8	1	9	32	40	9		81	72	1,629
大正14年	14	_	14	37	50	19	_	106	92	1,537
昭和1年	16	_	16	46	56	31		133	117	1,420
昭和2年	11		11	58	63	27	_	148	137	1,283
昭和3年	29		29	59	164	58		281	252	1,031
昭和4年	14	_	14	54	75	35	_	164	150	881
昭和5年	6		6	26	48	31		105	99	782
昭和6年	9	_	9	52	29	27	_	108	99	683
昭和7年	17		17	102	42	18	_	162	145	538
		l	1 1	1	1 1			i .	1	I

第16表 普通銀行数異動状況 (大正9一昭和7年)

資料:『銀行局年報』。

資 銀 行 年 間 新資本金 增資率 銀行 旧資本 減資額 新資本金 減資率 金 (C) (D) 新資本金 (D/C) 銀行旧資本金 増資額 (B) 13,904 107.2 7,194 59.2 大正4年 6,710 24 13,000 7,692 45 5,308 大正5年 43.6 58 42, 137 18,373 60,510 14 5, 255 3, 403 \* 1, 857 64.8 大正6年 88,031 114 83,486 171,517 105.4 27 5,501 2,712 2.789 49.3 大正7年 95, 569 105, 694 \* 201, 413 110.6 5,060 2,017 131 16 3,053 39.9 大正8年 218 | 136,059 | 228,076 358, 135 167.6 1.470 62.1 913 557 大正9年 368 352,496 504,820 857, 316 143.2 4 1,851 448 24.2 1,403 大正10年 103 115, 935 75,528 191,463 65.1 100 50 50.0 1 50

第17表 普通銀行の増資及び減資状況 (大正4-10年) (単位・千円)

備考:\*印は原資料でも計数が合わないものを示す。

資料:『銀行総覧』。

第18表(1) 大銀行の増資状況 (大正6-7年) (単位・千円)

			<u>`</u>								
銀	行	名	旧資本金	増資額	新資本金	銀	行	名	旧資本金	増資額	新資本金
=	+	四	10, 300	14, 700	25,000	加		島	1,000	4,000	5,000
百	$\equiv$	+	5,000	5,000	10,000	安		田	10,000	15,000	25,000
Щ		口	1,000	19,000	20,000	村		井	1,000	9,000	10,000
近		江	4,000	6,000	10,000	*住		友	15,000	15,000	30,000
第		三	5,000	5,000	10,000			1			
			1 1		( I	ī			1 1		1

備考:住友銀行の分は原表にないので、下記資料、71-2頁および「銀行総覧」に

より補った。

資料:『住友銀行史』(同行,昭和30年),72頁。

表 18 第 (2) 大銀行の増資状況 (大正 8-15年) (単位・千円)

行	名	增資年月	旧資本金	增資額	新資本金	備考
=	井	大正 8. 7	20,000	80,000	100,000	
第		8. 12	23,700	27,300	50,000	
≡ -	十四	$\begin{cases} 9. & 1 \\ 15. & 3 \end{cases}$	25,000 50,000	25,000 2,200	50,000 52,200	<b>摄陽合併</b>
住	友	9. 3	30,000	40,000	70,000	W 120 A D 1
十	五	9. 8	40,000	60,000	100,000	浪速,神戸川崎,丁酉合併
山	口	12. 4	20,000	30,000	50,000	
安 	田	12. 11	25,000	125,000	150,000	11行合同

備考:旧資本金額は「銀行総覧」によって補った(原表の単位は百万円)。

資料:『富士銀行八十年史』(同行,昭和35年),106頁。

	合同消滅銀行							
合同年月	所在 府県	銀行名	公 称 資本金	所在 府県	銀行名	合 同 前 の 公称資本金	合 同 後 の 公称資本金	合同方法
大正 5.5	京都	京都商工	3,000	1	第一	21,500	22,700	吸収合併
7,11	東京	東 京	5,000	大阪	近江	10,000	15,000	"
7.—	山口	馬関商業	1,000	"	浪速	14,000	15,000	"
"	愛知	西 尾	300	愛知	明治	3,600	4,600	"
. 11	"	瀬戸	500		9370	3,000	4,000	"
8.—	"	田原商工	500	"	明治	4,600	<b>**</b> 5,000	"
"	"	起	500	"	明治	<b>**</b> 10,000	11,000	"
<b>*</b> 9. 8	大阪	浪 速	50,000	東京	十五	40,000	100,000	"
"	兵庫	神戸川崎	5,000	<b>大米</b> 尔	1.11.	40,000	100,000	"
11	東京	丁 酉	5,000	"	十五	100,000		買 収

第19表 大銀行による地方銀行の合同 (大正5-8年) (単位・千円)

- 備考:(1) この表の大銀行とは、のちに都市銀行となったもの、および都市銀行に 合同された銀行で資本金額の大きいものをいう。
  - (2)\* 大正9年8月の十五銀行による2行の吸収および1行の買収は、すで に大正8年12月に決定しており、第2期の銀行合同に属すべきものである から、ここに表示してある(下記資料、42頁参照)。
  - (3) \*\* 明治銀行は大正 8 年中に単独で 5,000 千円 から 10,000 千円 に増資した。

資料:金融研究会,前掲書,42-4,45頁。

て、銀行の株式担保貸付の比率が急激に増大したので、不動産担保貸付は比率では低下した。しかし不動産担保貸付額は依然として漸増しつつあった。好況により銀行預金は増加し、銀行収益も増加したので、大正6—10年には非常に多くの銀行が増資を行った(第17表参照)。大正6—7年では245行が1億9千万円の増資を行い、大正8—9年には実に586行が7億3千万円もの増資を行った。もちろん地方銀行だけでなく、大銀行もあいついで増資を行い、とくに安田、三井、住友、第一の各行による巨額の増資は目立っている(第18表(1)・(2)参照)。全国普通銀行の増資額に対して、大銀行の増資額の占める割合は非常に大きく、大正6—7年では大銀行9行の増資額は9千万円に達したから、増資総額のほぼ半分にも及び、大正8—9年では5行の増資額2億3千万円は約30%に当っていた(第17表参照)。このような増

資の盛行に対して,減資した銀行数および減資額は大正5年以降急速に少なくなった。

この時期の銀行経営は、後述する不動産担保貸付資金化問題(第2章,3 節の2)を除けば、ほとんど問題のない順調な状態にあったから、普通銀行では合同および解散等による消滅数も少なく、合同史上では安定した時期といえよう。しかも、この時期の合同には他の期にみられぬ特色がある。大正6年以降には合同による銀行の消滅が増加しているが(大正6年は16行、大正7年は21行、大正8年は31行、第11表を参照)、その多くは銀行資本金を増加させ、営業地盤を拡大する目的をもつ積極的な合同であった。第3期以後における多くの合同の場合のように、経営不振または休業状態にある銀行が、やむをえず合同に参加したという事情とはまったく異なっていた。たとえば大銀行の場合では、十五銀行(東京)による浪速銀行(大阪)、神戸川崎銀行(兵庫)の吸収、および丁酉銀行(東京)の買収は、その好例である。この合同については「従来行はれたる小銀行の合同とは其の趣を異にし、独立せる有力銀行が合同に依り資力の充実を謀り、以て世運の進展に応ぜんとする……」ものであるといわれた。

そのほか合同の形式の点では,第1期にはほとんど見られなかった新立合併の方式が,第2期から各地に散見されるようになった。代表的なものとして,大正8年の岡山県の第一合同銀行(6行参加),同9年の広島県の芸備(32)

なお、この時期には大銀行による地方銀行の合同も散発的に行われた(第 19 表参照)。この場合には1 例を除いて、他はすべて吸収合併の形式で行われた。合同にあたって参加銀行の資産評価が行われる際に、不良資産は被合併銀行の積立金または払込資本金を取りくずして償却されるから、吸収合併の形式が多かったのは、それだけ被合併銀行側の経営状態が良好であったこ

<sup>(31)</sup> 金融研究会,前掲書,43頁。

<sup>(32)</sup> 同上, 45-7頁。

とを示している。この点の詳細については、第3期の合同の箇所で詳細に論じてある。

以上のように、第2期は単独増資の盛行と少数だが積極的な合同という2つの特色を有している。したがって、公称資本金10万円未満の弱小銀行は急激に減少した。大正2年末で525行(全体の40%)もあったのが、大正7年末には472行(34%)、さらに大正8年末には295行(22%)となった。そして既述のように、この期間には下級金融機関を整備するため、貯蓄銀行条例改正、無尽業法の制定、有価証券割賦販売業法の制定(大正6年)があいついで行われた。

### (2) 不動産担保貸付資金化問題(大正6年)

第2期における地方銀行経営上、最も注目すべきことは「不動産貸付資金化問題」が初めて取りあげられたことである。大正6年5月に中央銀行会(製業、産業・製造・展別の)が、普通銀行の保持する不動産担保債権を流動化するため、日本勧業銀行および各県農工銀行から資金融通を受ける途を開いてほしいという提案を行い、全国普通銀行の賛同を求めた。全国普通銀行のうち財閥銀行などの一部を除き、1,200行より賛成の回答が得られたので、同年11月11日に名古屋市に全国普通銀行大会を開いて、右の趣旨にそった勧農両銀行法の改正を政府および貴衆両院に請願することに決定した。その理由は、大正4年末の普通銀行貸付の40%は不動産担保によるものであって、これは「要するに地方にありては不動産以外に有価証券、商品等の担保物件比較的多からざるに、一面に於て此不動産金融機関たる勧農両銀行の営業設備未各地方に普ねからざる為、資金の需要者已むを得ず不動産抵当として所在

<sup>(33)</sup> 本問題の経過について詳しく知るには、「中央銀行会通信録」 第172号 (大正6年8月)より同第182号 (同7年5月)までの関係記事を参照せよ。 なお簡単に見るには日本銀行臨時調査委員会「欧州戦争ト本邦金融界」(日本銀行、大正7年)、『日本金融史資料』明治大正編、第22巻、304-6頁を参照のこと。

の普通銀行に融資を求むるの結果に外ならざるべし。」という事情によるものであった。つまり地方の普通銀行は貸付担保の面からみれば,不動産銀行といってもよい状態にあった。しかしながら大正6年当時はまだ第1次大戦中のブーム過程であって,不動産担保貸付を至急資金化する必要は現実にはなかったが,地方銀行業者たちは大戦後の反動恐慌の襲来により預金が取付けられた場合,不動産貸付の資金化の制度をあらかじめ作っておかなければ,大破綻をまねくであろうと危惧していた。つまり「かゝる時機の戦後に於て早晩到来すべきは予想に難からざる也」という見方が,かれらの行動の根底にあった。

この銀行大会の決議にもとづいて請願が行われ,衆議院では大正7年3月25日に議員提案の「不動産金融改善に関する建議案」が可決されたが,貴族院は態度を明らかにしなかった。政府はこの案に反対の態度をとり,一般の学識経験者も「大体ニ於テ普通銀行ノ不動産資金化ヲ目的トシテ普通銀行ト不動産銀行トノ連絡ヲ図ルハ本邦銀行制度ヲ紊スモノナリ又普通銀行ノ不動産貸ヲ助長セシムルノ結果ヲ来スヘシトノ意見多ク政府ニ於テモ之レト同様ノ意見ヲ持シタルヲ以テ遂ニ其目的ノ実現ヲ為ス運ヒニ至ラスシテ止ミタ(37)リ。」という竜頭蛇尾の結末となった。

政府側の見解を代表する森銀行局長は,前記の銀行大会において,前掲引用文と同一趣旨の発言を行い,とくに地方銀行が不動産担保金融に偏った経営をするのは,小規模銀行経営の欠陥のあらわれであるから,むしろ銀行合同によってこの悪い傾向を改めた方がよいという注目すべき意見を述べた。

<sup>(34) 「</sup>中央銀行会通信録」第172号(大正6年8月),8頁。

<sup>(35)</sup> 同上。

<sup>(36)</sup> 同, 第179号(大正7年3月), 11頁。

<sup>(37)</sup> 日本銀行臨時調査委員会,前掲資料,306頁。

<sup>(38) 「</sup>中央銀行会通信録」第175号(大正6年11月),19頁。 政府の意見では,勧業銀行のほか各県に農工銀行も完備しているから, 不動産金融は専門機関に任せば十分であるとしていた。しかし,その実情は「……外間伝ふる所に依れば全国農工銀行の現状は一二少数者を除くの外其大多数は全く独立自営の能力無く僅に勧銀の代理貸附に依りて形骸を維持せるに過ぎず……」という状態であった(『銀行通信録』第386号,大正6年12月,829—830頁)。

しかし現実には第1次大戦期ブームの最中で地方銀行経営も安定し、増資も盛んに行われている時期に合同を勧めても、地方銀行側が積極的に合同運動に参加するはずもなかった。したがって、この時期の銀行合同は非常に少なかったのである。

ただ、この資金化問題についてはっきりいえるのは、森銀行局長の主張が示唆するように、わが国の銀行合同は第1次大戦以後、政府の強力な勧奨をタテ糸とし、地方銀行の不動産担保貸付問題をヨコ糸として展開されたことである。昭和10年代の始めまで、この両者――政府の勧奨と不動産担保貸付の固定化――がからみ合って地方銀行合同運動の推進力となった。くり返していえば、地方銀行の合同の一因となった地方銀行経営の不振または行きづまりの原因は、不動産担保貸付の固定化であったから、不動産担保貸付問題を軽視すれば、地方銀行合同運動の本質を見失うおそれさえある。

[つづく]